

名古屋市審議会委員への女性の登用の促進に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、審議会の委員に女性を積極的に登用し、意思決定・政策立案過程への女性の参画を促進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、審議会とは、名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針（平成27年4月1日施行）に定める審議会をいう。

(目 標)

第3条 審議会の委員の構成は、男女平等参画基本計画2030に基づき、女性委員の割合を令和12年度までに40%以上60%以下とすることを目標とする。

2 前項の女性委員の割合の算定に当たっては、市職員、選挙によって選任される委員及び議会の議員を充てることとしている委員の数を除いて、算定することとする。

(登用の促進)

第4条 名古屋市事務分掌条例第1条に規定する局及び室並びに会計室、市立大学、上下水道局、交通局、消防局、区役所、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局の長及び教育長（以下「局長等」という。）は、所管する審議会の委員の選任にあたっては、前条に定める目標を達成するよう積極的に女性の登用に取り組まなければならない。

2 局長等は、所管する審議会の委員の選任にあたっては、あらかじめ女性委員の登用予定をスポーツ市民局長に報告し、前条の目標を達成するために必要な協議を行うものとする。

3 前項の報告は、委員を委嘱又は、任命する日の概ね3か月前までに様式1により行うものとする。

4 スポーツ市民局長は、審議会委員の女性候補者に関する情報を収集し、その整備に努めるものとする。

(登用状況の報告等)

第5条 局長等は、所管する審議会へ委員を選任した場合は速やかに状況をスポーツ市民局長に報告するものとする。

2 スポーツ市民局長は、審議会の女性委員の登用状況を男女平等参画推進協議会へ報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、スポーツ市民局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

2 名古屋市審議会等委員への女性の登用促進要綱（平成9年1月20日市長決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。